

公募要領に関するQ & A (海外展開・酒蔵ツーリズム補助金)

- 本Q & Aは、令和4年度第2次補正予算に計上された海外展開・酒蔵ツーリズム補助金の公募要領の記載内容に関して想定される質問に対する回答を示したものです。
- 今後、事業者の方からのお問い合わせの内容を踏まえ、随時、内容を追加・修正する可能性があります。
- なお、以下の回答は、上記補助金に関する一般的な取扱いを示すものです。個別事例の取扱いについては、公募要領に記載の問い合わせ先までご確認願います。

Q 1. 令和4年度までの予算によるブランド化・酒蔵ツーリズム補助金に申請した結果、不採択となりましたが、今回の海外展開・酒蔵ツーリズム補助金の公募に再度申請することは可能ですか。

A 1. これまでの予算によるブランド化・酒蔵ツーリズム補助金で不採択になった事業についても、今回の海外展開・酒蔵ツーリズム補助金の公募への申請は可能です。この場合には、公募要領（特に「表2 評価基準」）等を参考に、補助事業計画書等の記載内容を見直していただいた上で申請を行ってください。

Q 2. 令和4年度までの予算によるブランド化・酒蔵ツーリズム補助金で採択された事業と全く同じ取組内容で、海外展開・酒蔵ツーリズム補助金の公募に申請した場合、採択されるのでしょうか。

A 2. ご質問のような場合には、採択されることはありません。過去に採択された事業と同じ事業目的であっても、実施した成果等を踏まえた取組内容になっている場合には、改めて採択される可能性があります。

Q 3. 本補助金の補助上限額・補助下限額はいくらですか。

A 3. 補助上限額は1,000万円です。

ただし、複数（3者以上）の酒類事業者が集まって取組を推進する場合の上限額は下記のとおりです。

3者	1,200万円
4者	1,300万円
5者	1,400万円
6者以上	1,500万円

また、補助下限額は50万円です。

Q 4. 酒類業免許を有していない「人格のない社団等」（〇〇協議会等）が応募することは可能ですか。

A 4. 酒類業免許を有していない人格のない社団等（酒類業免許を有している者が構成員となっている場合を除く）は、酒類事業者を1者以上含むグループで申請することができます。その場合、人格のない社団等が代表申請者として申請することも可能です。

Q 5. どのような場合にグループ申請を行うことが想定されていますか。

A 5. 例えば、リソース不足などにより、個々の酒類事業者では取り組みづらい事業に複数の酒類事業者が集まって取り組む場合や、酒蔵ツーリズムを申請する際に、酒類事業者、観光事業者、交通機関、DMO・DMC等が連携する場合などを想定しています。

Q 6. 同一の者が複数の申請グループに参加することは可能ですか。

A 6. 同一の者が複数の申請グループに参加することは可能ですが、代表申請者になれるのは1つの事業のみです。

また、令和5年度予算（案）に計上されたフロンティア補助金の公募で代表申請者として採択された事業者については、特定の事業者に補助金が集中することを避けるため、別事業であっても代表申請者としては重複して採択いたしません。

Q 7. 現在、果実酒の製造免許を受けているところ、新たにリキュールの製造免許を取得し新商品を開発する予定です。当該リキュール製造免許取得の設備要件を満たすために必要な機器等を補助対象として申請することはできますか。

A 7. 既に果実酒の製造免許を受けていることから、本補助金の申請は可能ですが、新たな製造免許取得の設備要件を満たすために必要な機器等を補助対象とすることはできません。

Q 8. 機械等の購入について、「通常の事業活動等に係る使用は対象外とします」と記載されていますが、通常の事業活動にも使えるような機械等を購入する場合の取扱いはどうなりますか。

A 8. 通常の事業活動等に使用できる機械等であっても、補助事業期間中は、「補助事業の目的のためにのみ」使用していただく必要があります。

なお、取得価格 50 万円（税抜）以上の機械等について、補助事業期間終了後、補助事業の目的のための使用を取りやめ、他の事業活動に転用する場合には、補助金等適正化法第 22 条の規定に基づき、国税庁長官の承認及び残存簿価等の国庫納付が必要となります。

Q 9. 借損料について、既存の事業所を補助事業にのみ使用する場合であっても、当該事業所の賃料は補助対象となりませんか。

A 9. 既存の事業所の賃料については、補助事業にのみ使用する場合であっても補助対象となりません。

Q 10. 「中古品の購入は、原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には補助対象となりません」と記載されていますが、どのように価格設定の適正性を示せばよいでしょうか。

A 10. 相見積り（同種同性能の中古品との比較）等により、価格設定の適正性を明らかにする必要があります。

Q 11. 経費の支出先が国外であっても問題ありませんか。

A 11. 確定検査時までに必要な書類等を入手できるのであれば、支出先が国外であっても問題ありません。

Q 12. テスト販売について、補助金額が減額される場合の具体的な計算方法を教えてください。

A 12. 例えば、補助対象経費が 1,000 万円、補助事業に要する経費（本事業を実施するのに必要な補助対象外経費も含めた全体経費）が 1,100 万円の場合、テスト販売での収入が 600 万円（1,100 万円－1,000 万円×1/2）を超える場合には、補助金額が減額されます。（金額は全て税抜）

※上記において、収入が 700 万円の場合は 100 万円が減額となります。

収入 700 万円－（1,100 万円－1,000 万円×1/2）＝100 万円

Q 13. 補助事業計画書の作成に当たって、気を付けるべきことを教えてください。

A 13. 補助事業計画書の記載事項について、公募要領「表 2 評価基準」に基づいて審査が行われますので、評価基準の表に記載されているそれぞれの評価項目について、十分な説明となるような記載内容としてください。

また、「補助事業に係る経費」について、当該経費の支出（例えば、機械の取得）の必要性（なぜ補助事業に必要となるのか）について、その理由を

明確に記載してください。

Q14. 新型コロナウイルス感染症の影響により訪日する外国人が見込めない状況ですが、申請に当たっては、「補助事業期間内」に訪日外国人をターゲットとした酒蔵ツーリズムを実施する計画を立てる必要がありますか。

A14. 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、将来的な海外展開やインバウンドによる海外需要の開拓を目的としていれば、補助事業期間中に行う事業が、国内又は国内に居住する者等を対象とする事業についても補助対象となります。

Q15. 酒蔵ツーリズムの推進に関する取組について、輸出酒類販売場の許可を受けていること又は受けることを予定していることは必須でしょうか。

A15. 酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度により、輸出酒類販売場の許可を受けている（又は受けることを予定している）ことについては、採択に当たっての必須要件とはいたしません。当該制度は酒類業界からの要望を受け実現した制度であることから、将来的に当該許可を受けることを前提とした事業であることが望まれます。

Q16. 公募申請書提出後のスケジュールを教えてください。

A16. 提出された公募申請書については、各受付締切後、国税庁内に組織する審査委員会において概ね1か月程度かけて審査します。審査の結果、採択となった事業者の方には、交付申請書を作成・提出していただきます。

その後、国税庁において提出された交付申請書を精査し、第一次締切分については4月下旬頃、最終締切分については6月頃に交付決定通知を行う予定です。交付決定をもって、補助事業開始となります。

なお、上記のスケジュールは見込みであり、変更となる可能性がある旨、ご承知おきください。

Q17. 設備の導入を目的とする補助事業の場合、当該設備の導入をもって事業期間を終了させることは可能ですか。

A17. 公募要領に記載の事業期間終了日以前に事業の目的を達成した場合には、事業者の判断で事業を終了させることが可能です。

ただし、事業期間中に支払を終えている経費が補助対象となるため、質問のケースでは、設備の導入だけでなく、当該設備への支払も完了させてから事業を終了させる必要があります。

Q18. 確定検査の結果、交付決定額を超える経費を支出していた場合、交付決定額以上の補助金を受領することは可能ですか。

A18. 交付決定額が補助金交付額の上限となります。

Q19. 確定検査の結果、補助対象経費に補助率 1/2 を乗じた額が補助金下限を下回ることとなった場合、補助金全額が不交付となるのでしょうか。

A19. 確定検査の結果、補助金下限を下回ったとしても、補助金全額が不交付とはならず、補助対象経費の 1/2 が補助金交付額となります。

Q20. 海外展開・酒蔵ツーリズム補助金の収入計上時期を教えてください。

A20. 精算払、概算払を問わず、送付される「補助金額確定通知書」に記載された補助金確定額を、当該通知書の通知日の属する年分又は事業年度の収入金額又は益金に算入することになります。

Q21. 公募要領の表2「評価基準」の審査項目に記載されている加点項目「パートナーシップ構築宣言」について教えてください。

A21. 「パートナーシップ構築宣言」に関するご照会は、下記の連絡先にお問い合わせください。

○ 「宣言」の内容について

内閣府政策統括官付参事官（産業・雇用担当）付

電話番号：03-6257-1540

中小企業庁企画課

電話番号：03-3501-1765

○ 「宣言」の提出・掲載について

（公財）全国中小企業振興機関協会

電話番号：03-5541-6688